

財 政 運 営 指 針

～将来にわたり持続可能な健全財政を目指して～

令和 6 年 1 0 月

高 松 市

目 次

	頁
1 国の財政運営戦略と地方財政の課題 -----	1
2 本市財政の現状と課題 -----	2
3 中期財政収支見通し -----	3
4 財政運営指針の策定 -----	4
5 基本方針 -----	4
6 重点的に実施すべき具体的方策 -----	5
7 財政健全化の取組と統一的な基準による財務書類等の整備・活用 -----	10

別紙

1 国の財政運営戦略と地方財政の課題

令和6年6月、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（以下、骨太方針2024）が閣議決定され、同方針では、日本経済は現在、デフレから完全に脱却し、成長型の経済を実現させる千載一遇のチャンスを迎えており、前向きな動きを中小企業・地方経済等でも実現し、二度とデフレに戻らせることなく、「コストカット」が続いてきた日本経済を成長型の新たなステージへと移行させていくことが、経済財政運営における最重要課題としている。

これまでも新しい資本主義を掲げ、「成長と分配の好循環」及び「賃金と物価の好循環」の実現に向けた取組をすすめており、今後は更に、物価上昇を上回る賃上げの定着や、成長分野への戦略的な投資などにより、所得と生産性を向上させ、デフレからの完全脱却、そして日本経済を「成長型の新たなステージ」へ移行していくとしている。

その上で、豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会に向け、「社会課題解決をエンジンとした生産性向上と成長機会の拡大」、「誰もが活躍できるウェルビーイングが高い社会の実現」、「経済・財政・社会保障の持続可能性の確保」、「地域ごとの特性・成長資源をいかした持続可能な地域社会の形成」、「海外の成長市場との連結性向上とエネルギー構造転換」という新たなステージを目指すための5つのビジョンからバックキャストしながら、必要な制度改革を含め集中的な取組を講じるとしている。

財政健全の「旗」を下ろさず、これまでの目標に取り組むとともに、今後の金利ある世界において、国際金融市場の動向にも留意しつつ、将来の経済・財政・社会保障の持続可能性確保へとつながるようその基調を確かなものとしていく。

また、総務省が8月に公表した「令和7年度の地方財政の課題」においては、骨太方針2024を踏まえ、地方団体が、DX・GXの推進、人への投資、地方への人の流れの強化、能登半島地震の教訓を踏まえた防災・減災の取組の強化、こども・子育て支援や地域医療の確保など、地域経済の好循環や持続可能な地域社会の実現等に取り組むことができるよう、安定的な税財政基盤を確保することとしており、これらの重要課題に対応しつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、一般財源の総額について、令和6年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしている。

2 本市財政の現状と課題

(1) 本市財政の現状

本市における財政の現状を令和5年度一般会計決算で見ると、決算規模は、昨年度から引き続く、物価高騰への対応などから、過去3番目に大きな1,814億円となった。歳入から歳出を差し引いた形式収支は、約50億1千4百万円で、そのうち、翌年度への繰越財源を除いた実質収支は、約43億9百万円であった。

プライマリーバランス及び単年度収支については、6年連続の黒字となり、財政調整基金など財源対策基金の現在高も決算剰余金を積み立てたことなどにより、約12億円の増加となったが、臨時財政対策債を除く市債残高が、2年ぶりの増加となったほか、今後も大型建設事業や老朽化施設の更新が控えているなど、本市の財政状況については、依然として厳しい状況である。

(2) 本市財政運営の課題

令和5年4月26日に厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口（令和5年推計）」では、「総人口は、50年後に現在の7割に減少し、65歳以上人口はおよそ4割を占める」と推計し、本市においても、令和17年には、40万人を下回ることが予測されており、人口減少社会が本格化してきている状況である。

「団塊の世代」が全て後期高齢者となる2025年問題など、少子・超高齢化社会の急速な進行は、本市においても例外ではなく、近年においては、大幅に増加する若年層の転出が、労働力人口の減少や消費市場の縮小にとどまらず、深刻な人手不足による地域経済の縮小を引き起こし、更なる人口減少を招くという負の循環に陥ることが予想されている。

また、本市では、引き続き物価高騰などによる厳しい状況から、市民生活や地域経済を守るために、補正予算において、低所得者や子育て世帯への給付金の給付や、本市独自の取組として、引き続き小中学校の学校給食費における食材費の物価高騰分を支援するとともに、1学期相当分及び3学期の給食費無償化などの支援策を実施したほか、中小企業等への物価高騰支援事業を実施するなど、迅速かつ最大限の対応を講じてきたところである。

今後、本格的な人口減少、少子・超高齢化の進展への対策に加え、物価高騰への対応などを見据えた、将来にわたり活力ある、持続可能なまちづくりに積極的に取り組まなければならない。

そのためには、令和6年度からスタートした、本市の新しいまちづくり及び市政運営の基本方針となる「第7次高松市総合計画」及び同計画の実施計画である「第1期高松まちづくりプラン」に基づき、本市の目指す都市像である「人がつどい 未来に躍動する 世界都市・高松」の実現に向けた行政課題に、重点的に取り組んでいく必要がある。

さらには、エネルギー・食料品価格などの物価高騰の影響や、子ども・子育て支援施策の充実、医療・介護などの社会保障給付に要する経費、老朽化施設の更新や修繕経費の増加、防災・減災の取組の強化、賃金上昇への適切な対応など、財政負担の増加は避けられない状況にある。

このため、今後の財政運営に当たっては、国の地方財政対策等の動向や税収等の状況を見極めつつ、財源の確保を図りながら、市債発行額の抑制やプライマリーバランスも考慮した施策・事業の重点的かつ効果的な実施に徹するとともに、スクラップ・アンド・ビルドや事業の廃止などによる大幅な事務事業の見直しを図るほか、DX（デジタルトランスフォーメーション）、GX（グリーントランスフォーメーション）の推進などによるコスト削減や事業の効率化を図り、行政改革を行う必要がある。

また、将来を見据えた財政調整基金の適正規模の確保や、特定財源の効果的な活用のほか、クラウドファンディングや企業版ふるさと納税など、自主財源を積極的に確保するとともに、課税自主権の活用を検討を行うことにより、物価高騰や賃金上昇への対応を始め、新たな課題や施策の展開に的確かつ弾力的に対応できる財政構造を確立することが極めて重要となっている。

3 中期財政収支見通し

物価高騰の影響など、先行きは不透明であり、また、地方財政対策を始め、将来予測は非常に困難であるが、安定した健全財政を運営していくためには、将来を見据えた財政収支見通しを踏まえる必要がある。

そこで、今後の本市財政の全体的な概観を示すため、令和7年度から10年度までの中期財政収支見通し 別紙①参照を一般財源ベースで試算したところ、7年度から10年度までの4年間の財源不足額は、約424億円が見込まれている。

その要因としては、歳入では、市税収入は、堅調に推移するものの、一般財源総額の大幅な増加は見込めないこと、歳出では、物価高騰や賃金上昇への対応を

始め、子ども・子育て支援施策の充実や、医療・介護などの社会保障給付のほか、老朽化施設の更新や修繕経費の増加などが見込まれていることによる。

このため、歳出全般を大幅に抑制しなければならない、極めて厳しい状況であることから、より積極的に自主財源の確保を図りながら、今後は、この指針で示す方策を具体的に実践し、本市の総力を挙げて、更なる財源不足の解消に取り組むことが強く求められる。

4 財政運営指針の策定

この財政運営指針は、中期財政収支見通しを踏まえ、一段と厳しさを増す行財政環境に迅速かつ適切に対応するため、財政の健全化に重点的・戦略的に取り組むことを念頭に、財政運営の健全性を確保する上での具体的方策を明らかにしたものである。

今後とも、各年度の状況の変化に応じた所要の修正を加えながら、予算編成を始めとする財政運営の基本とするものである。

5 基本方針

累次の財政運営指針においては、財政の厳しい状況を回避するため、「**将来にわたり持続可能な健全財政を目指して**」をキーワードに、限られた財源の重点的・効率的な配分に努めてきたところである。

今後においても、将来世代に過重な負担を転嫁せず、時代の潮流を的確に捉え、あらゆる行政課題に即応できる安定的で、自主的・自立的な行財政基盤を確立することが肝要であることから、これまでの基本的な考えを踏襲し、次の5項目を基本方針とする。

(1) 財源の積極的な確保

自主財源の確保を図るため、市税等の徴収率の更なる向上に努めるとともに、市税・税外収入の未収入金の縮減、市有未利用地の売却のほか、広告料収入やネーミングライツ、クラウドファンディング、企業版ふるさと納税など、全庁的に、あらゆる財源の積極的な確保に努める。

使用料及び手数料等については、受益者負担の原則に立ち、積極的な見直しを行うほか、中期的観点からは、税源の涵養を重視するとともに、新たな財源の確保に努める。

また、国・県等の補助制度の活用を徹底し、財源の確保に努める。

(2) 行財政改革の推進

健全で持続可能な財政運営を目指す姿の一つに設定している行財政改革計画に基づき、業務の在り方を見直し、徹底して無駄を省くとともに、行財政全般の改革に取り組み、将来にわたり持続可能な健全財政の運営に努める。

(3) 施策事業の厳しい選択と集中

第1期高松まちづくりプランにおける重点取組対象事業を始めとする各種施策事業の選択に当たっては、行政評価の結果や外部評価の考え方を取り入れ、施策事業の必要性・効果、民との役割分担などについて十分検討するほか、将来の財政負担についても留意しつつ、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努める。

(4) 長期的な視点に立った健全な財政構造の確立

人口減少、少子・超高齢化の進展に伴う人口構造の変化等により、世代間の費用負担の不均衡が懸念されることから、市債残高が過度に累積しない財政構造を確立することは、我々の責務である。プライマリーバランスや実質公債費比率の抑制に留意し、市債の発行抑制に努める。

また、中期財政収支見通しを踏まえ、今後増大が見込まれる経費負担に備える財源対策として、減債基金や施設整備基金等に対する積増しに努める。

(5) 財政情報の積極的な開示等

厳しい財政状況下において財政の健全化を推進していくためには、市民の理解と協力を得ることが重要である。今後とも本市の財政状況等を積極的に開示し、「財政の見える化」を進め、市民から託された税金の使途について、説明責任の全うに努める。

6 重点的に実施すべき具体的方策

5つの基本方針に沿い、次の13項目を重点的に実施すべき具体的方策として設定し、積極的に取り組むものとする。

(1) 安定的な自主財源の確保

令和2年1月に提出された、高松市自主財源検討委員会の最終取りまとめにおいて、「財源不足の解消には、歳出改革の取組を前提としつつも、歳出改革の取組のみでは困難であり、歳入について、市税以外の財源確保策を着実に実行し、収納率の更なる向上に取り組み、その上で、普通税であり安定的な財源である固定資産税の超過課税の実施が必要である。」と示されたところである。

超過課税の実施については、物価高騰の状況が、市民及び地域経済に与える

影響などを十分に見極めるとともに、持続可能な行政サービスの提供の観点で踏まえ、実施の可否と時期、内容を検討していくものとする。

(2) 市税等の収納対策の効果的推進

歳入の根幹を成す市税については、収納率の向上が急務であり、抜本的な収納対策の実施が極めて重要となっている。

また、国民健康保険料、介護保険料、住宅使用料など税外収入金についても、受益者負担の適正化を図る観点から、収納対策の更なる強化が必要である。

このため、「第4次高松市債権の適正管理方針」に基づき、組織横断的に相互連携を強化する中で、一層の効果的な滞納整理や、納付手段の拡充に取り組むものとする。また、中期的観点からは、企業誘致等の産業振興策や移住・定住促進施策を推進することなどにより、税源涵養を図るなど、新たな財源確保に努める。

(3) 使用料等の受益者負担の適正化等

市が提供する行政サービスについては、住民負担の公平性確保の観点や受益者負担の原則に立ち、適正な負担額を設定する必要がある、長期的な視点に立った受益者負担の適正化を、より一層進める必要がある。

今後においても、「高松市受益者負担見直し基準（改定）」等に基づき使用料の適正化を図るとともに、積極的にネーミングライツ等を導入するなど、広告料収入の確保に努める。

また、廃止施設等の未利用財産の処分を推進するとともに、基金の一括運用やふるさと納税の推進、クラウドファンディングの活用など、他都市における歳入確保の取組状況も踏まえ、収入源の積極的な確保に努める。

(4) 定員及び給与の適正化

ノー残業デーや振替・代休制度の活用の徹底、働き方改革への積極的な取組、外部委託化などによる時間外勤務の縮減や、実態に応じた特殊勤務手当の見直しなど、計画的に総人件費の抑制に努める。

また、定員管理については、引き続き、定年延長による影響や課題を整理するとともに、「高松市職員の定員管理計画（改訂）」を着実に実行するものとし、ICT等を活用した各種事務事業の改革・改善を図るなど、適正な組織体制と人員配置に努める。

さらに、給与については、国の給与制度に準ずるとともに、市民の理解が得られる適正な給与水準とする。

(5) デジタルトランスフォーメーションの積極的な推進

本市を取り巻く現状と課題を踏まえ、デジタル技術による市民の利便性向上を図るとともに、抜本的な業務効率化を実現するため、自治体クラウドの導入、システム標準化への対応やセキュリティ対策等の基盤整備に加え、全庁的な行政手続のデジタル化を始めとした、業務改革を行うことにより、デジタルトランスフォーメーションの積極的な推進を図る。

(6) グリーントランスフォーメーションの積極的な推進

本市では、令和2年12月、32年までに市内の二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言し、脱炭素型ライフスタイルの普及促進に取り組んでいるところである。

現在、地球規模で気候変動の影響が顕在化する中、本市においても、グリーントランスフォーメーションを積極的に推進し、市有施設のLED化や太陽光発電の導入により、省エネや再生可能エネルギーの利用を促進するなど、より一層の二酸化炭素排出量の抑制やコスト削減に向けた各種施策に取り組む。

(7) 外部委託等の推進

「民間にできることは民間へ」の考えの下、「高松市公民の役割分担見直し及びアウトソーシング検討基準」を踏まえ、民間との役割分担、委託後の行政サービスの質・水準・効果等に配慮しながら、市民団体等との協働の推進や積極的に委託化の推進をするなど、民間活力を最大限活用する。

また、公の施設管理については、引き続き「高松市指定管理者制度導入指針」に基づき、導入の効果を十分検証した上で、計画的な導入を進める。

さらに、施設の維持管理において、設備総合管理業務の一括委託などにより、維持管理経費の節減に努める。

(8) 補助金等の見直し

各種補助金等については、「高松市補助金等交付システム見直し基準」及び「高松市補助金等の見直し方針」に基づき、全ての補助金等を対象に、その必要性や成果等について、成果目標（Plan）→効率的執行（Do）→厳格な評価（Check）→予算への反映（Action）（以下「PDCAサイクル」という。）に基づく点検を行い、終期の設定、縮小、廃止、統合などを検討するほか、外部評価の結果を踏まえた見直しを実施するなど、より一層の適正化に努める。

(9) 事務事業の見直し及び経費節減

本市を取り巻く厳しい財政状況を解消するためには、スクラップ・アンド・

ビルドの徹底に加え、事業の廃止や見直しを進めるなど、歳出抑制に積極的に取り組み、経費節減を、より一層進める必要がある。

また、新規・拡充事業については、後年度負担、実効性等について十分検討し、実施の必要性を判断した上で、実施する場合においても実施期間や見直し時期を設定するとともに、これに伴う財源は、既存事業の廃止・縮小により捻出することはもとより、クラウドファンディングや企業版ふるさと納税等を活用するなど、新たな財源の獲得に努める。

既存の事務事業については、行政評価の結果を踏まえた上で、事業の継続について、再度、検討するとともに、市民の目線に立ち、行政と民間、国・県と市の役割分担の明確化、受益と負担の公平性、同種の事務事業の統合化などの観点のほか、個々の事務処理手続などについても、デジタル化を推進し、積極的に見直しを行い、簡素・効率化等を促進し、経費節減や事務量削減に努める。

特に、経常経費については、財政の弾力性を確保するため、今後とも、費用対効果の検証、コスト意識の更なる徹底など、PDCA サイクルによる不断の見直しを行うとともに、一般財源の枠配分制度を効果的に活用することにより、更なる経費節減に努める。

また、外郭団体・財政援助団体に対しても、市と同様に経営の改革・改善を適時適切に指導し、自主・自立の運営を促進するなど、「高松市外郭団体の運営等指導基準」に基づき、一層の経費削減と事務事業の整理・合理化を図る。

なお、入札等における競争性の確保の徹底を図ることにより、「市内企業優先」に留意しつつ、公平性や透明性を維持して、適格者が競争できる環境を確保し、更なる経費節減にも努める。

(10) 財政基盤に配慮した施策事業の選択と集中

一般財源の大幅な増加が見込めない財政環境にあって、増大する行政需要に弾力的かつ的確に対応し、自主的・主体的なまちづくりを進めていくためには、自主財源の確保を図る一方で、施策事業の厳しい選択を行う必要がある。

このことを踏まえ、第1期高松まちづくりプランにおける重点取組対象事業を始めとする各種施策事業の選択に当たっては、まず、財源状況を明らかにする中で、緊急性・先導性・重要性などのほか、将来の財政負担や国・県の重点分野などとの整合性を考慮するとともに、成果指標等、客観的な基準を用いた優先順位付けによる厳しい選択と集中を行い、限られた財源の効率的配分に努める。

(11) 長期的な視点に立った公共施設等の計画的改修等

老朽化した学校・庁舎など大規模施設や道路・橋りょう、下水道、河川、港湾などのインフラ施設については、改築・改修による財政への影響を平準化するため、計画的修繕を実施する必要がある。

このため、「高松市公共施設等総合管理計画」に基づき、インフラ施設と公共施設を一体とした、総合的なマネジメントの推進を図り、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化とともに、最適配置に努める。

また、「高松市ファシリティマネジメント推進基本方針」に基づき策定した「高松市公共施設再編整備計画」において、公共施設の総量や配置の最適化のほか、P P P / P F I を積極的に推進し、維持管理経費の縮減など、公共施設に係る経費の削減に努める。

(12) 後年度負担を考慮した市債発行と債務負担行為設定の適正化等

健全財政確保のためには、プライマリーバランスに留意し、市債残高を抑制する必要がある。

このことから、大規模事業については、各年度の事業費総額や市債発行額について、本市の財政状況を勘案し、適宜調整を行うほか、債務負担行為の適切な設定により、各年度における事業費の平準化を図る。

また、後年度に地方交付税措置のある起債を活用するとともに、市債発行に替えて、施設整備基金を充当するほか、繰上償還などにより、その残高の抑制に取り組む。

(13) 市民に分かりやすい財政情報の公開と説明責任の全う

厳しい財政状況の中、行財政運営を円滑に進めていくためには、市民の理解と協力が何より必要である。

このことから、市民に対し、決算に関する各種データや指標を分かりやすく提供するほか、予算編成方針における本市の重点取組項目の明示や編成過程を本市ホームページで公開するなど、財政に関する情報を適時適切に開示する。

また、市民の税金の使途となる全ての事務事業について、法令遵守を徹底し、公務員倫理も含め、あらゆる場面で説明責任が果たせるよう、適切な予算の編成及び執行に努める。

7 財政健全化の取組と統一的な基準による財務書類等の整備・活用

平成20年4月に施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、全地方公共団体に、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの健全化判断比率の整備・公表が義務付けられた。

本市においても、19年度決算から各比率の算定結果を公表しているところであるが、これまでは、いずれも政令に定められた早期健全化基準内である。

別紙②参照

このうち、実質公債費比率は、行財政改革計画において、健全財政の指標として位置付けており、今後においても、増大する行政需要に対応しつつ、行財政改革計画に掲げる各数値目標の達成に向け、更なる改善・努力が必要である。

また、本市では、28年度決算から統一的な基準による財務書類や、固定資産台帳を整備したところであり、今後においては、市民から理解と支持を得られる健全な行財政運営を確立するため、これらの財務諸表の整備・公表にとどまらず、他の自治体との比較等の方法により、結果を分析し、将来の本市行財政運営全般に活用するよう工夫し、市民への積極的な情報開示と説明責任の全うを実践していかなければならない。

中期財政収支見通し（一般会計の一般財源ベースで試算）

別 紙 ①

歳入

（単位：百万円）

区分		令和 6 年度	令和 7 年度		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 1 0 年度	
		金額	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率
一般財源	市 税	65,996	67,096	101.7%	67,545	100.7%	67,187	99.5%	67,557	100.6%
	地方譲与税・交付金	14,747	15,091	102.3%	15,065	99.8%	15,065	100.0%	15,065	100.0%
	地方交付税・臨時財政対策債	22,133	22,566	102.0%	22,518	99.8%	22,039	97.9%	21,147	96.0%
	その他	2,091	1,989	95.1%	1,924	96.7%	1,974	102.6%	2,024	102.5%
	合 計 A	104,967	106,742	101.7%	107,052	100.3%	106,265	99.3%	105,793	99.6%

歳出

（単位：百万円）

区分			令和 6 年度	令和 7 年度		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 1 0 年度	
			金額	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率
一般財源充当	義務的経費		64,494	64,502	100.0%	65,247	101.2%	64,495	98.8%	65,114	101.0%
	内訳	人件費	30,616	31,267	102.1%	32,115	102.7%	31,258	97.3%	32,217	103.1%
		扶助費	15,424	16,206	105.1%	16,542	102.1%	16,878	102.0%	17,256	102.2%
		公債費	18,454	17,029	92.3%	16,590	97.4%	16,359	98.6%	15,641	95.6%
	投資的経費		3,643	4,218	115.8%	5,636	133.6%	5,143	91.3%	5,594	108.8%
	その他の経費		43,106	47,203	109.5%	47,788	101.2%	48,946	102.4%	48,498	99.1%
	合 計 B		111,243	115,923	104.2%	118,671	102.4%	118,584	99.9%	119,206	100.5%

充当予定基金等 C※	2,876	1,130		1,140		680		1,172	
所要一般財源 D (B - C)	108,367	114,793		117,531		117,904		118,034	

財源不足 E (A - D)	△ 3,400	△ 8,051		△ 10,479		△ 11,639		△ 12,241	
----------------	---------	---------	--	----------	--	----------	--	----------	--

（令和 6 年度は当初予算額、7 年度以降は推計）

●7～10年度累計額 △ 42,410

※Cの充当予定基金等とは、施設整備基金、地域振興基金、退職手当基金を想定

※収支見通しには、財政調整基金からの充当及び繰越金は含まない

※歳入のうち、R 6 市税及び交付金については定額減税影響額を除いている

令和5年度 高松市の健全化判断比率等の状況

1 健全化判断比率(財政の早期健全化・再生に関する指標)

	内 容	R4決算	R5決算	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率	—	—	11.25%	20.00%

一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字は生じておらず、実質赤字比率は該当なし。

(算出式)

一般会計等の実質赤字額

標準財政規模

	内 容	R4決算	R5決算	早期健全化基準	財政再生基準
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字額(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率	—	—	16.25%	30.00%

一般会計等の実質赤字及び公営企業会計の資金不足はいずれも生じておらず、連結実質赤字比率は該当なし。

(算出式)

連結実質赤字額

標準財政規模

	内 容	R4決算	R5決算	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 公 債 費 比 率	一般会計等が負担する市債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率(3か年の平均値)	7.0%	6.4%	25.0%	35.0%

公債費が減少したことなどにより、前年度に比べ0.6ポイント改善しました。

(算出式)

地方債の元利償還金等
189億円(204億円)

—

特定財源・元利償還金等に係る基準財政需要額算入額
142億円(144億円)

標準財政規模
1,005億円(992億円)

—

元利償還金等に係る基準財政需要額算入額
141億円(143億円)

地方債の元利償還金等 189億円(204億円)	{	元利償還金	159 億円(175億円)
		準元利償還金	30 億円(29億円)

※実質公債費比率は、直近3か年平均で算出されるため、上記算出式と数値が合わない。()は、前年度(R4)の数値

	内 容	R4決算	R5決算	早期健全化基準	財政再生基準
将 来 負 担 比 率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	66.8%	68.1%	350%	

地方債の残高が約20億円増加したほか、公債費の減や算入予定割合の減少により基準財政需要額算入見込額が約55億円減少したことなどから、前年度に比べ1.3ポイント上昇しました。

(算出式)	将来負担額 2,435億円(2,446億円)	—	地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 充当可能基金額・特定財源見込額 1,847億円(1,878億円)
	標準財政規模 1,005億円(992億円)	—	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額 141億円(143億円)

将来負担額 2,435億円(2,446億円)	地方債の現在高 1,786億円(1,766億円) 公営企業債等繰入見込額等 429億円(442億円) 退職手当負担見込額 212億円(229億円) その他 8億円(9億円)
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 充当可能基金額・特定財源見込額 1,847億円(1,878億円)	基準財政需要額算入見込額 1,581億円(1,636億円) 充当可能基金 251億円(229億円) 充当可能特定歳入 15億円(13億円)

()は、前年度(R4)の数値

2 資金不足比率(公営企業の経営健全化に関する指標)

会計名	R4決算	R5決算	経営健全化基準
食肉センター事業特別会計	—	—	20%
卸売市場事業特別会計	—	—	
病院事業会計	—	—	
下水道事業会計	—	—	

いずれの公営企業会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率は該当なし。